特集 - 第 17 図　交差点における自転車関連死亡重傷事故の自転車運転者（第１当事者，第２当事者の別）に関する法令違反状況（年齢層別）（平成 30 年～令和４年の合計）

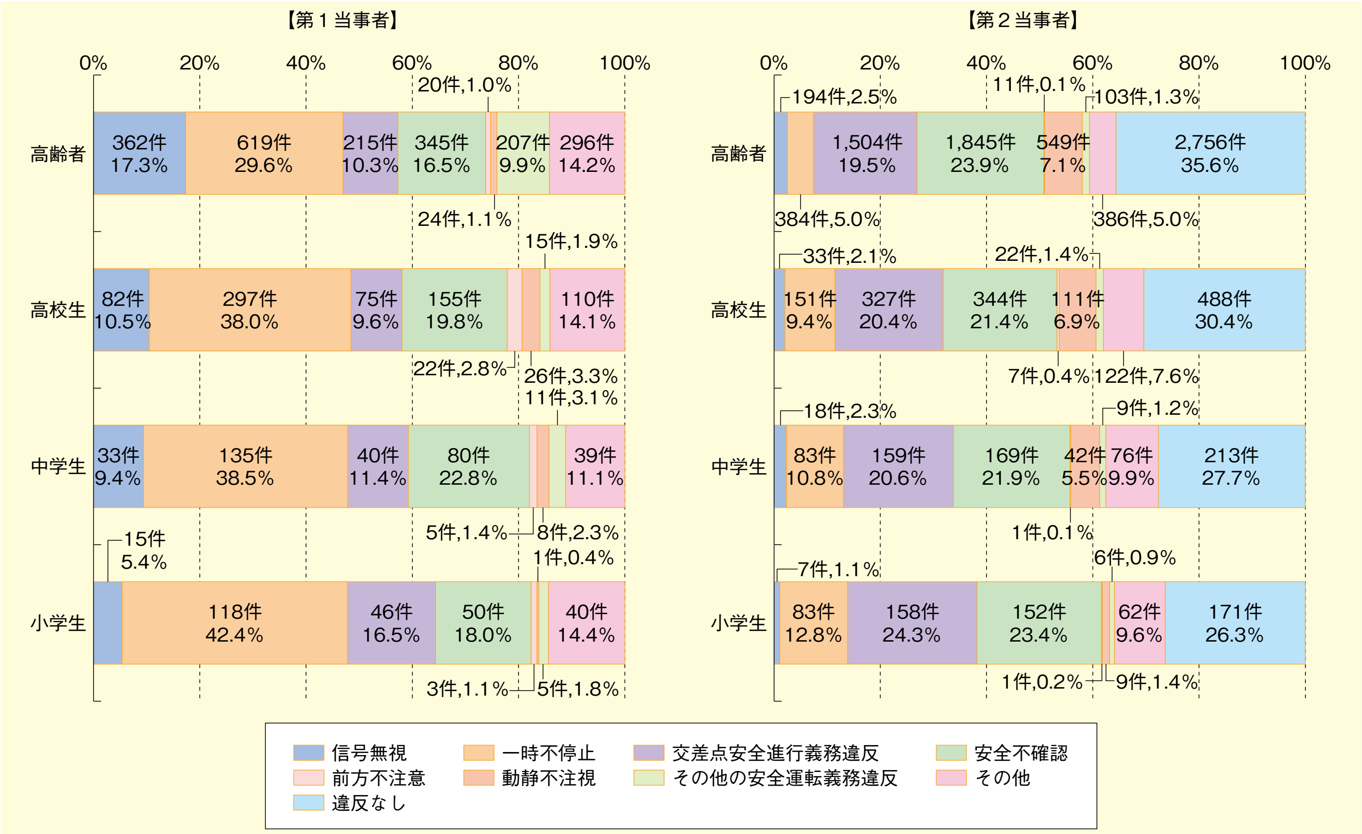

注　警察庁資料による。

第３節　夜間はライトを点灯【第３則】

1　第３則は夜間における遵守事項を定めたもの

夜間，自転車で道路を走るときは，前照灯（ライト）及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

また，ライトは前方の安全確認だけでなく，歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも有効である。

（夜間はライトを点灯）

2　交通事故統計等から

⑴夜間前照灯点灯の有無別

夜間における自転車関連死亡重傷事故（第１当事者）件数の推移を見ると，平成 25 年以降減少傾向にあるものの令和２年以降は 500 件程度で横ばいとなっている。また，前照灯点灯の割合も緩やかに上昇しているが，７割未満となっている（特集 - 第 18 図）。

夜間前照灯点灯の安全効果を示すものとして，自転車乗用中（第１・第２当事者）の夜間ライト点灯状況別死傷者数（平成 30 年～令和４年の合計）の構成を見ると，前照灯消灯又は設備無し時の致死率（死傷者のうち死者の占める割合をいう。）は点灯時に比べて約 1.8 倍となっている（特集 - 第 19 図）。

さらに，危険性の高い前照灯消灯又は設備無し時の事故について，市街地と非市街地に分けて致死率を比較すると，非市街地における致死率は市街地の約 4.9 倍と高まることが分かる（特集 - 第 20 図）。

特集 - 第 18 図　**夜間における自転車関連死亡重傷事故（第１当事者）件数の推移と前照灯点灯の割合（平成 25 年〜令和４年）**

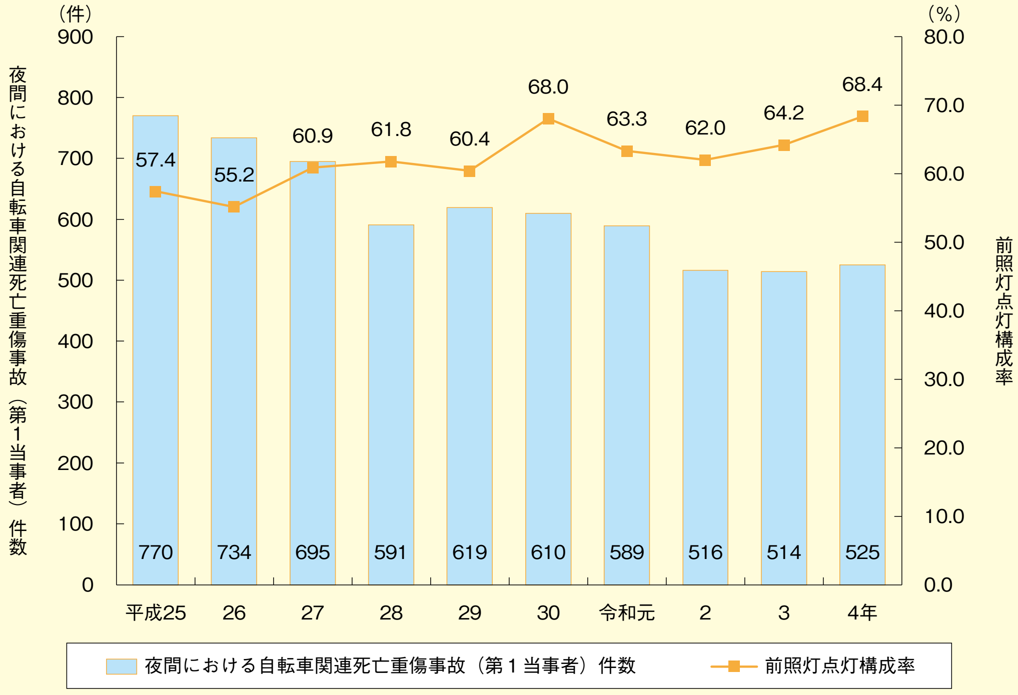

注　1　警察庁資料による。
　　2　自転車乗用者が第１当事者となった事故の件数を集計した。

特集 - 第 19 図　**自転車乗用中（第１・第２当事者）の夜間ライト点灯状況別死傷者数（平成 30 年〜令和４年の合計）と致死率比較**

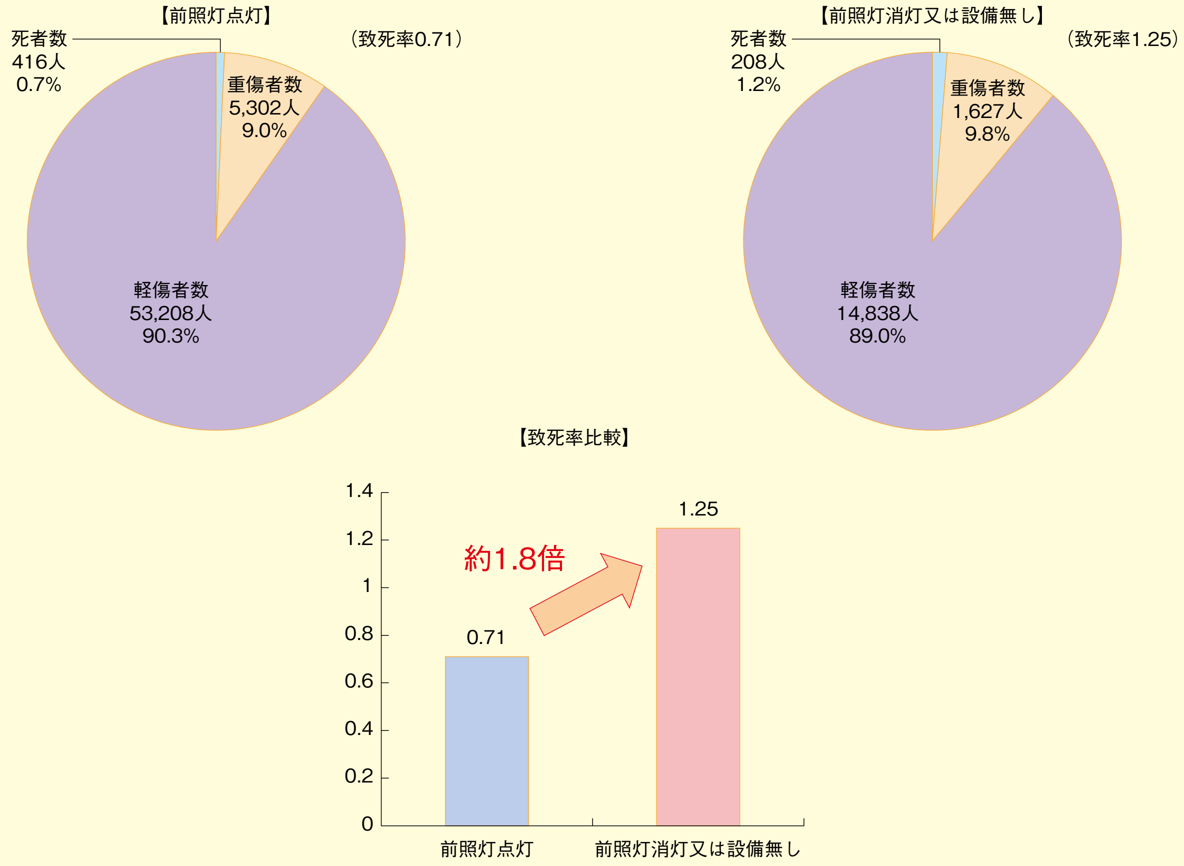

注　1　警察庁資料による。
　　2　「致死率」とは，死傷者のうち死者の占める割合をいう。

特集 - 第 20 図　自転車乗用中（第１・第２当事者）のライト消灯・設備無しの地形別死傷者数（平成 30 年～令和４年の合計）と致死率比較

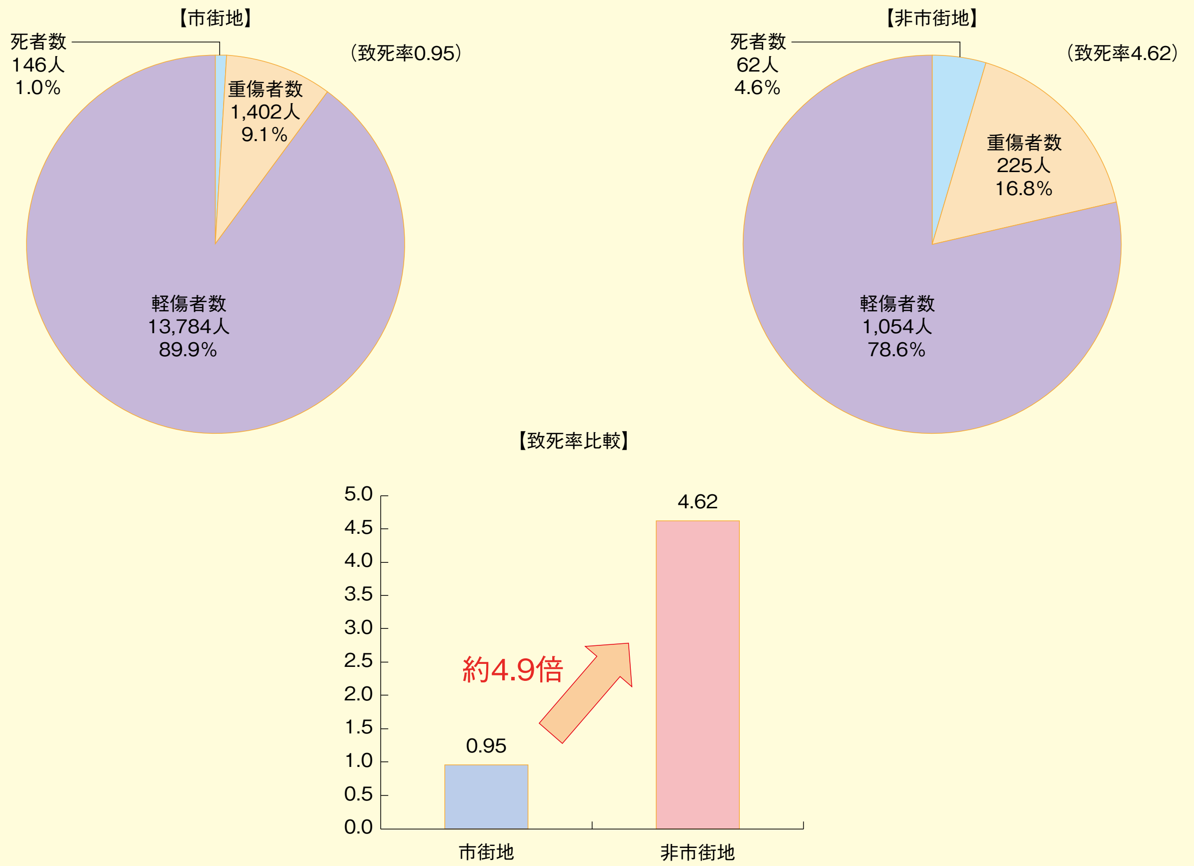

注　1　警察庁資料による。
　　2　「致死率」とは，死傷者のうち死者の占める割合をいう。
　　3　「市街地」とは，道路に沿っておおむね 500 メートル以上にわたって，住宅，事業所又は工場等が連立し，又はこれらが混在して連立している状態であって，その地域における建造物及び敷地の占める割合が 80％以上になるいわゆる市街地的形態をなしている地域をいう。
　　4　「非市街地」とは，「市街地」以外をいう。

⑵自転車の無灯火違反取締り（送致）件数，指導警告件数（平成 30 年～令和４年）

こうした前照灯消灯又は設備無し時の事故の危険性に鑑み，自転車の無灯火違反取締りは実施されている。その指導警告件数は減少傾向にあるものの，令和４年実績でも 30 万件を超えており，多くの者が無灯火で自転車を運転している実態を示している（特集 - 第 21 図）。

特集 - 第 21 図　自転車の無灯火違反取締り（送致）件数，指導警告件数（平成 30 年～令和４年）

	H30	R元	R2	R3	R4
取締り（送致）件数	28	17	16	24	24
指導警告件数	470,929	377,997	384,098	336,366	330,495